

四日市市告示第506号

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年11月29日

四日市市長 田中 俊行

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年四日市市告示第388号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---------------|
| <p>第2条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者が死亡した場合は、その者の後見人、保佐人又は補助人を事業の対象者とする。</u></p> | <p>第2条（略）</p> |

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

（健康福祉部健康福祉課）

